

第27回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

議事概要

1. 審議開始日

令和3年12月16日

2. 議決日

令和3年12月16日

3. 方法

持ち回り審議による

4. 議題

(1) 新型コロナワクチンの臨時接種について

(2) その他

5. 審議結果

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種を行う場合に使用するワクチンに武田/モデルナ社ワクチンを加える「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」及び「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）一部改正案」について、全委員の賛成により了承された。

6. 主な意見

(モデルナ社ワクチンの使用について)

- ・適切な時期に追加接種を行って頂くことが最も重要であることを考慮すると、ワクチンの原理とこれまでの使用結果を考えれば、モデルナ社ワクチンを追加接種で使用し、さらにモデルナ社ワクチンを用いて交差接種を行うことは差し支えない。

(接種間隔について)

- ・国際的にオミクロン株の流行が拡大している。オミクロン株の病型については不明なところがあるが、感染・伝播性が高いと考えられることを踏まえると、重症化リスクのある高齢者施設や感染のリスクの高い医療従事者については、8ヶ月を待たずに接種することを検討してはどうか。
- ・ファイザー社ワクチン・モデルナ社ワクチンのいずれかに関わらず速やかに接種した方が良いと考える。

(国民への周知について)

- ・リーフレットの内容は、適切な情報提供といえると思う。
- ・モデルナ社ワクチンの有効性・安全性を国民に広く周知して欲しい。
- ・追加接種における交差接種の効果と安全性について、国民に対して丁寧にわかりやすい説明が必要。
- ・自治体がワクチン接種を円滑に行えるよう、QAを整備頂きたい。
- ・追加接種による健康調査の結果を、適時国民に公表頂きたい。